

沖縄県手話推進計画（素案）

平成 年 月

沖縄県



沖縄県知事挨拶（案）

平成 年 月

沖縄県知事 名

目 次

第1章 総論

- 1 計画策定の趣旨・背景 1
- 2 計画の位置付け 1
- 3 計画の期間 1

第2章 本県の手話を取り巻く現状

- 1 聴覚障害者の数 2
- 2 手話通訳者の数 2
- 3 沖縄ろう学校における在籍幼児・児童・生徒数 2
- 4 手話を使い生活を営むろう者の数等 3

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 7
- 2 施策推進の基本方針 7

第4章 施策展開

- 1 手話や聴覚障害者に対する理解促進 8
- 2 手話を使用しやすい環境づくり 11

第5章 数値目標 16

第6章 各施策の取組工程 18

第7章 資料編

- 1 沖縄県手話言語条例 20
- 2 沖縄県手話施策推進協議会規則 23
- 3 沖縄県手話施策推進協議会委員名簿 24
- 4 手話推進計画策定の経過 25
- 5 用語解説 26

第1章 総論

1 計画策定の趣旨・背景

沖縄県では、平成25年10月、沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）を制定、平成26年4月1日に施行し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現を推進してきました。

さらに、平成28年3月、沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号。以下「条例」という。）を制定し、同年4月1日に施行しました。

この条例では、「ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする」という基本理念のもと、県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画（以下「手話推進計画」という。）を策定し、これを実施しなければならないと規定しています。

本県における手話の普及に関する施策を推進するため、手話推進計画を策定し、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、条例第7条の規定に基づき、「手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る」ために必要な基本の方針等について定めるものです。

この計画は、県にとっては、手話の普及に関する基本的な方針を示すものであり、市町村に対しては、手話の普及に関する施策の指針となり、県民、ろう者及び手話の関係団体、学校等に対しては、その自主的な活動、行動を誘引する役割を期待するものです。

3 計画の期間

平成30年度から平成32年度までの3年間とします。

なお、条例第8条の規定により、計画期間中であっても、手話を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には、計画の内容を見直します。

第2章 本県の手話を取り巻く現状

1 聴覚障害者の数

身体障害者手帳の交付を受けた方は、平成29年3月31日現在で71,772人、そのうち聴覚・平衡機能障害により手帳の交付を受けた方は、7,978人です。

沖縄県の人口は、平成29年3月1日現在で約144万3千人であり、およそ1,000人のうち約5.5人が聴覚・平衡機能による身体障害者手帳の交付を受けていることとなります。

<過去3年間の推移>

年度	H26			H27			H28		
	交付数 (人口)	増減数	増減率	交付数 (人口)	増減数	増減率	交付数 (人口)	増減数	増減率
身体障害者手帳交付数(3月31日現在)	68,146	-	-	69,336	1,190	1.7%	71,772	2,436	3.5%
聴覚・平衡機能障害	7,494	-	-	7,713	219	2.9%	7,978	265	3.4%
沖縄県人口(3月1日現在)	(1,426,097)	-	-	(1,433,181)	7,084	0.5%	(1,443,080)	9,899	0.7%

(出典：福祉行政報告例、沖縄県人口統計調査)

2 手話通訳者の数

県は、聴覚障害者等の意思疎通を支援するため、専門性の高い意思疎通支援者（手話通訳者、要約筆記者等）を養成しています。

県の手話通訳者養成研修を修了し、登録試験に合格された方は、県または市町村に手話通訳者として登録され、地域で手話通訳の活動を行うことができます。

<過去3年間の推移>

区分	H26	H27	H28
沖縄県手話通訳者登録者数	63 人	71 人	74 人

3 沖縄ろう学校における在籍幼児・児童・生徒数

沖縄ろう学校は、県内で唯一、聴覚障害のある児童等を主に対象とした特別支援学校であり、聴覚障害教育の拠点として、豊かな表現力、コミュニケーション能力の育成に取り組んでいます。

<過去3年間の推移>

区分	H26	H27	H28
在籍幼児・児童・生徒数	57 人	53 人	52 人

4 手話を使い生活を営むろう者の数等

本計画の策定に当たり、県内全市町村を通じてアンケート調査を実施したところ、手話を使い生活を営むろう者は503名となっております。調査結果の概要は次のとおりです。

(1) 手話を使い生活を営むろう者の年齢、性別、聴覚障害等級、居住地域等の内訳

表1 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と性別のクロス）

	総数	男性	女性
総数	503 (100.0%)	252 (100.0%)	251 (100.0%)
10歳未満	2 (0.4%)	— (-)	2 (0.8%)
10歳以上20歳未満	6 (1.2%)	1 (0.4%)	5 (2.0%)
20歳以上30歳未満	27 (5.4%)	14 (5.6%)	13 (5.2%)
30歳以上40歳未満	27 (5.4%)	12 (4.8%)	15 (6.0%)
40歳以上50歳未満	55 (10.9%)	19 (7.5%)	36 (14.3%)
50歳以上60歳未満	232 (46.1%)	124 (49.2%)	108 (43.0%)
60歳以上70歳未満	110 (21.9%)	60 (23.8%)	50 (19.9%)
70歳以上80歳未満	40 (8.0%)	20 (7.9%)	20 (8.0%)
80歳以上	4 (0.8%)	2 (0.8%)	2 (0.8%)

表2 手話を使い生活を営むろう者の数等（年齢階級と聴覚障害等級のクロス）

	聴覚障害等級					
	総数	聴覚2級	聴覚3級	聴覚4級	聴覚6級	不詳
総数	503 (100.0%)	449 (89.3%)	9 (1.8%)	1 (0.2%)	1 (0.2%)	43 (8.5%)
10歳未満	2 (100.0%)	2 (100.0%)	— (-)	— (-)	— (-)	— (-)
10歳以上20歳未満	6 (100.0%)	5 (83.3%)	1 (16.7%)	— (-)	— (-)	— (-)
20歳以上30歳未満	27 (100.0%)	25 (92.6%)	1 (3.7%)	— (-)	— (-)	1 (3.7%)
30歳以上40歳未満	27 (100.0%)	24 (88.9%)	1 (3.7%)	— (-)	1 (3.7%)	1 (3.7%)
40歳以上50歳未満	55 (100.0%)	48 (87.3%)	2 (3.6%)	1 (1.8%)	— (-)	4 (7.3%)
50歳以上60歳未満	232 (100.0%)	208 (89.7%)	2 (0.9%)	— (-)	— (-)	22 (9.5%)
60歳以上70歳未満	110 (100.0%)	99 (90.0%)	2 (1.8%)	— (-)	— (-)	9 (8.2%)
70歳以上80歳未満	40 (100.0%)	35 (87.5%)	— (-)	— (-)	— (-)	5 (12.5%)
80歳以上	4 (100.0%)	3 (75.0%)	— (-)	— (-)	— (-)	1 (25.0%)

表3 手話を使い生活を営むろう者の数等（圏域ごとの性別、年齢階層（3分類）のクロス）

	性別			年齢階層			身体障害者手帳交付者数（聴覚・平衡機能障害）			手帳交付者数に対するろう者の数の割合
	総数	男性	女性	年少人口 (15歳未満)	生産年齢人口 (15歳以上65歳未満)	老年人口 (65歳以上)	合計	18歳未満	18歳以上	
総数	503 (100.0%)	252 (100.0%)	251 (100.0%)	5 (100.0%)	407 (100.0%)	91 (100.0%)	7,978 (100.0%)	165 (100.0%)	7,813 (100.0%)	6.30%
北部圏域	30 (6.0%)	17 (6.7%)	13 (5.2%)	0 (0.0%)	23 (5.7%)	7 (7.7%)	534 (6.7%)	10 (6.1%)	524 (6.7%)	5.62%
中部圏域	217 (43.1%)	114 (45.2%)	103 (41.0%)	1 (20.0%)	173 (42.5%)	43 (47.3%)	2,684 (33.6%)	71 (43.0%)	2,613 (33.4%)	8.08%
南部圏域	201 (40.0%)	93 (36.9%)	108 (43.0%)	4 (80.0%)	165 (40.5%)	32 (35.2%)	3,694 (46.3%)	74 (44.8%)	3,620 (46.3%)	5.44%
宮古圏域	30 (6.0%)	14 (5.6%)	16 (6.4%)	0 (0.0%)	25 (6.1%)	5 (5.5%)	533 (6.7%)	8 (4.8%)	525 (6.7%)	5.63%
八重山圏域	25 (5.0%)	14 (5.6%)	11 (4.4%)	0 (0.0%)	21 (5.2%)	4 (4.4%)	533 (6.7%)	2 (1.2%)	531 (6.8%)	4.69%

出典：福祉行政報告例（平成29年3月31日時点）

(2) 生活状況等に関するアンケート調査の結果概要

手話を使い生活を営むろう者の生活状況、聴覚障害の状態、コミュニケーション方法、派遣事業に関するニーズ等を把握するためアンケート調査を実施しました。

① 調査の対象

県内に居住する手話を使い生活を営むろう者
(調査対象者 503 名のうち、119 名が回答)

② 調査基準日

平成 28 年 12 月 1 日 (木)

③ 調査の方法

- ・ 各市町村を通じて、調査対象者世帯へアンケート調査票を送付
- ・ 回収については、郵送のほか電子メールでの送付も可能とし、県のホームページで告知
- ・ 調査票は原則として本人が記入(調査の趣旨等を、本人が希望するコミュニケーション方法で説明できるよう、調査相談窓口を沖縄聴覚障害者情報センターに設置するとともに、各市町村設置手話通訳者へ、通訳等の協力を依頼した)

④ 調査項目

回答者の、基本的属性(年齢、性別等)、住まい、聴覚障害、障害全般、コミュニケーション、情報入手、福祉サービス、手話言語条例について、合計 35 の質問を設定した。

⑤ 結果概要

ア 基本的属性

性別は、男性が 51.3%、女性が 47.9%の割合となっており、年代では 50 歳代が 36.1%と最も多い。

イ 住まい

中部圏域の市町村に居住する方が最も多く 42.0%、次いで南部圏域が 37.8%となっている。

ウ 聴覚障害

「0 歳ごろ」に聴覚障害を発症した方が 59.7%となっており、全体の 79.8%が「4 歳ごろ」までに聴覚障害を発症している。また、75.6%の方が、現在の聴力が「話し声をまったく聞き取れない」状態である。

エ 障害全般

全体の 29.4%の方が聴覚以外に障害があり、障害種別で最も割合が多いのは「言語障害(13.4%)」となっている。

オ コミュニケーション

- 最も円滑に話す(伝える)ことができるコミュニケーションの方法は、「手話」が 77.3%と最も高く、次いで「筆記(筆談)」が 7.7%、「音声(発話)」が 3.7%となっている。

- 最も円滑に聞く(理解する)ことができるコミュニケーションの方法は、「手話」が67.2%と最も高く、次いで「読話」が11.8%、「筆記(筆談)」が9.2%となっている。また、手話以外にも、筆記(筆談)で会話するなど、複数のコミュニケーションの方法を使い分けている。
- 初めて会う人(手話を知らない健常者)に、自分の言いたいことをお一人でどの程度伝える事ができるかという質問に対し、「ほとんど伝えられる」「すべて伝えられる」と答えた方の割合は17.6%、初めて会う人(手話を知らない健常者)の言いたいことを、お一人でどの程度理解できるかという質問に対し、「ほとんど理解できる」「すべて理解できる」と答えた方の割合は11.8%となっている。

カ 情報入手

他者の支援を受けずに、ご自分の関心のあるニュースなどの情報をどの程度得ることができるかという質問に対し、60.2%の方が「半分以上」得ることができ、主な情報入手の手段は「手話放送・字幕放送」「一般図書・新聞・雑誌」等となっている。

キ 福祉サービス

手話通訳・要約筆記・ヘルパーなど人的支援による福祉サービスを54.6%の方が利用しており、50.4%の方が手話通訳者派遣事業を利用している。

今後、61.3%の方が人的支援による福祉サービスの利用を希望しており、57.1%の方が手話通訳者派遣事業の利用を希望している。

また、手話通訳者派遣、設置手話通訳等に関して、次の意見があげられている(主な意見を抜粋・要約)。

- (1) 手話通訳者派遣、設置手話通訳について
 - ・ 登録(設置)手話通訳者数の不足(男性通訳者、離島通訳者、専門的分野の通訳者の不足等)
 - ・ 円滑な派遣事業の運用(希望する期日に通訳者を派遣できない場合がある、派遣申請から決定まで時間がかかる等)
 - ・ 手話通訳者の育成(手話通訳者の高齢化が不安(若年層の育成)、手話通訳士の資格取得推進等)
- (2) その他
 - ・ 職場などで、手話通訳の必要性の理解不足
 - ・ 医療機関等へ、手話通訳者設置の要望
 - ・ 災害時支援の不安(地域の手話通訳者等の支援を受けられるか)

ク 手話言語条例

48.7%の方が、沖縄県で手話言語条例が施行されたことを知っていた。

さらに、意見(自由記述)として、「条例をもっと周知すべき」「ろう者が活躍できる場の創出」「民間企業(スーパー・デパート・金融機関等)での手話の普及」等があげられている。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとし、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指します。

2 施策推進の基本方針

基本理念の実現に向けた施策展開を図るため、以下の2つの基本方針を定め、市町村と連携し、ろう者及び手話の関係団体、学校等の協力を得ながら手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

基本方針

- (1) 手話や聴覚障害者に対する理解促進
- (2) 手話を使用しやすい環境づくり

第4章 施策展開

1 手話や聴覚障害者に対する理解促進

- 手話は、日本語を手指や表情に変えて表現していると思われがちであるため、手話が独自の語彙や文法体系をもっている言語ということを周知していく必要があります。
- 聴覚障害者のコミュニケーション方法には手話、筆談、口話など様々な方法があり、多くの聴覚障害者は話す相手や場面によって使い分ける傾向があります。
- 聴覚障害は、外見上分かりにくい障害であり、まわりの人から障害があることを気づきかれにくい側面があります。

(1) 県民が、手話や聴覚障害者に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。

① 「手話推進の日（毎月第3水曜日）」の取組

沖縄県手話言語条例第9条の規定に基づき、毎月第3水曜日の手話推進の日に、県民の手話に対する関心と理解を深める取組を行います。

また、県民の自主的な活動を誘引するため、手話推進の日に対する認知度の向上に向けた取組を行います。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
県民の手話に対する関心と理解を深める取組	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施				
「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	認知度向上に向けた取組の検討・実施				



② 各種広報、企画イベントの開催等による手話の普及啓発

ア 条例の解説、簡単な手話表現等を掲載したパンフレット等印刷物の作成・配布や、テレビ・新聞など各種広報媒体を活用し、手話を普及させるための効果的な広報に取り組みます。

イ 手話や要約筆記など、様々な聴覚障害者とのコミュニケーション方法に触れ、聴覚障害者と交流することができる普及啓発イベントの開催に取り組みます。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
手話の普及や、聴覚障害者に対する理解を促進する広報活動の実施	効果的な広報活動の検討・実施				
手話の普及や、聴覚障害者に対する理解を促進する企画イベントの開催	効果的な普及啓発イベントの企画・開催				

③ 手話を学習する機会の提供

県民(手話初心者)向け手話講座を開催し、多くの県民に対して手話を学習する機会を提供します。

また、地域で継続して手話を学ぶとともに、聴覚障害者と交流することができる機会等を提供していくため、県内各地域における手話サークル活動状況を県ホームページに掲載します。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
県民向け手話講座の開催	講座の企画・開催				
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	活動状況の掲載				

④ 県職員に対する手話の研修

県機関において、基本的な手話を学ぶことにより簡単な手話による対応ができるよう職員向け手話研修を開催します。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
県職員向け手話研修の開催	研修の企画・開催				

(2) 学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。

① 幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者に対する理解促進

県内小中学校、高等学校及び特別支援学校等へ、条例普及啓発パンフレットを配布する等の普及啓発活動に取り組み、手話や聴覚障害者に対する理解促進を図ります。

(計画期間：3年間)

区分	H28	H29	H30	H31	H32
県内学校への普及啓発活動		普及啓発パンフレット配布等の取組			

② 聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供

校内外の専門家や関係機関と連携し、聴覚障害児等及びその保護者に対し、手話を学習する機会を提供します。

(計画期間：3年間)

区分	H28	H29	H30	H31	H32
保護者手話講習会等の実施		講習会の企画・開催			



2 手話を使用しやすい環境づくり

- 日常生活の様々な場面で手話が使いやすくなるよう、環境整備に取り組む必要があります。
- 登録手話通訳者等の不足により、聴覚障害者が手話通訳者等派遣事業を常に利用できる状況に達していないため、手話通訳者の増加を促す取組が必要です。
- 医療機関への受診等、様々な場面通訳に対応できる一定の技術水準をもった手話通訳者を確保する必要があります。

(1) 市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。

① 手話通訳者の養成及び資質向上

ア 手話通訳者の養成

市町村が養成した手話奉仕員等を対象に「手話通訳者養成研修」を開催し、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

イ 手話通訳者の資質向上

登録手話通訳者等を対象に、手話通訳士の資格取得に向けた「手話通訳士養成ステップアップ研修」を開催し、手話通訳士資格取得を促進します。

また、「手話通訳者現任研修」を開催し、様々な通訳ニーズに対応できる手話通訳者を養成します。

ウ 手話通訳者指導者養成の推進

手話通訳者養成研修の拡充を図るため、全国手話研修センター等が実施する指導者養成研修等への派遣を推進し、手話通訳者指導者の養成を推進します。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者の養成	手話通訳者養成研修の開催				
手話通訳者の資質向上	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催				
手話通訳者指導者養成の推進	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進				

【参考】 県聴覚障害者施策関係事業実施状況

区分	H26	H27	H28
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業 (上段：延べ修了者数(手話) 下段：延べ修了者数(要約))	85 人 14 人	40 人 18 人	79 人 15 人
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業 (修了者数)	9 人	14 人	7 人
手話通訳士養成ステップアップ研修事業 (延べ受講者数)	166 人	197 人	88 人
手話通訳者現任研修事業 (延べ受講者数)	—	—	181 人
要約筆記者指導者養成研修事業 (修了者数)	1 人	2 人	2 人
手話通訳者・要約筆記者派遣事業 (上段：延べ派遣回数(手話) 下段：延べ派遣回数(要約))	17 回 13 回	35 回 18 回	37 回 14 回
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業 (延べ派遣回数)	925 回	845 回	912 回
手話通訳者設置事業 (設置人数)	1 人	1 人	1 人
字幕入り映像ライブラリー作品制作・頒布事業 (制作作品数)	59 作品	77 作品	45 作品
軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業 (上段：補助市町村数 下段：助成人数・台数)	— —	6 市町村 14 人・33 台	17 市町村 56 人・112 台

② 手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備

ア 手話通訳者設置に向けた取組の支援

市町村に対して、手話通訳者設置に向けた具体的な取組（事例）を情報共有し、手話通訳者設置を促進します。

イ 手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備

(1) 沖縄県意思疎通支援事業運営委員会の開催

聴覚障害当事者団体、意思疎通支援者関係団体等と密接に連携を保ち、円滑かつ効果的に派遣事業が実施されるようにするため、沖縄県意思疎通支援運営委員会を開催します。

(2) 沖縄県意思疎通支援担当者連絡会の開催

各市町村における意思疎通支援事業（手話通訳者等の養成・派遣・設置）の課題、事例の共有、連携の強化を図るため、担当者による連絡会を開催します。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
手話通訳者設置に向けた取組の支援			市町村に対して具体的な取組（事例）の情報共有等		
手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	意思疎通支援事業運営委員会の開催				
			意思疎通支援担当者連絡会の開催		

【参考】市町村意思疎通支援事業等実施状況

区分	H26	H27	H28
手話通訳者派遣事業 (延べ派遣回数)	3,974 回	4,945 回	4,614 回
要約筆記者派遣事業 (延べ派遣回数)	207 回	280 回	273 回
手話通訳者設置事業 (上段：設置市町村数 下段：設置人数(県内合計))	16 市町村 25 人	17 市町村 25 人	17 市町村 26 人
手話奉仕員養成研修事業 (延べ修了者数)	278 人	241 人	234 人

(2) 沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。

① ろう学校内手話研修会の開催

手話に関する研修の推進とあわせて、ろう学校教職員の聴覚障害理解と指導力の向上を図ります。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
校内手話研修会の開催	研修会の企画・開催				



(3) 手話による情報発信に努めます。

① 沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援

平成 24 年 4 月、身体障害者福祉法に基づく聴覚障害者情報提供施設として「沖縄聴覚障害者情報センター」が開設されました。

当該施設の運営を支援し、聴覚障害者の福祉の増進を図ります。

【施設概要】

所在地：那覇市首里（沖縄県総合福祉センター内）

運営者：一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	運営の支援				

【参考】聴覚障害者情報センター事業実施状況

区分	H26	H27	H28
聴覚障害者等相談支援 (年間延べ相談件数)	999 回 (166 人)	1,181 回 (172 人)	1,335 回 (188 人)
字幕入り映像ライブラリ ーの閲覧・貸出 (上段：年間貸出件数 下段：年間閲覧件数)	43 件 44 件	335 件 37 件	267 件 28 件
情報機器の貸出 (年間貸出件数)	1,632 件	1,628 件	1,780 件
動画による情報提供	<p>沖縄聴覚障害者情報センターホームページ上で、毎月のトピックス・お知らせ等を、手話・字幕・写真等を挿入した動画で配信しています。</p> 		
文化芸術講座の開催 (年間講座開催数)	4 回	4 回	3 回
情報ネットワークの構築	<p>日常生活の情報を入手しにくい聴覚障害者に対し、地震や津波等の災害時の情報を瞬時に提供するため、災害時のネットワークを構築しています。</p> <p>離島地域の聴覚障害者に対し、日常生活・災害時における相談支援や、映像通信機器等の利用による学習会・研修会を開催しています。</p>		

② 手話による県政情報等の発信

県政情報の広報番組「うまんちゅ広場」に手話通訳者を配置し、手話による情報発信に取り組みます。

区分	(計画期間：3年間)				
	H28	H29	H30	H31	H32
県政広報番組「うまんちゅ広場」へ手話通訳者の配置	手話通訳者の配置				

第5章 数値目標

今後、手話の普及に関する施策推進により、目標とすべき数値を示します。

区分	H28	→	H32
登録手話通訳者数(累計)	74 人	+39 人	113 人
(目標値の考え方)	<p>手話通訳者全国統一試験合格률을 20% まで引き上げ、平成 32 年度末時点で、累計 113 人の登録を目標とする。</p> <p>(参考) 過去 3 年間の試験合格率(平均) : 15.8%</p>		
手話通訳者養成研修 修了者数(※1)	6 人	+22 人	28 人
(目標値の考え方)	<p>登録手話通訳者数目標値 (113 人) を達成するため、毎年 28 人の新規修了者の輩出を目標とする。</p>		
手話通訳士養成ステップ アップ研修 受講者数(※2)	25 人	+20 人	45 人
(目標値の考え方)	<p>手話通訳士資格取得を推進するため、登録手話通訳者の 40% (現状 33.8%) が受講できるよう研修の受講促進を図る。</p>		
手話通訳者現任研修 受講者数(※2)	48 人	+31 人	79 人
(目標値の考え方)	<p>登録手話通訳者等のスキルアップを図るため、登録手話通訳者の 70% (現状 64.9%) が受講できるよう研修の受講促進を図る。</p>		

※1 県が実施する手話通訳者養成研修全課程を修了した者の数

※2 講座に 1 日以上出席した受講者数 (年間)

第6章 各施策の取組工程

手話の普及に関する施策を進めていくに当たって、各施策の段階・順序を示します。

区分	所管	H28	H29	H30	H31	H32
手話や聴覚障害者に対する理解促進						
県民が、手話や聴覚障害者に対する理解を深め、役割を十分に果たすことができるよう啓発を図るとともに、手話を普及する取組の推進に努めます。						
「手話推進の日(毎月第3水曜日)」の取組						
県民の手話に対する関心と理解を深める取組	子ども生活福祉部	県ホームページを通じて簡単な手話表現を紹介する取組等の実施				
「手話推進の日」認知度向上に向けた取組	子ども生活福祉部	認知度向上に向けた取組の検討・実施				
各種広報、企画イベントの開催等による手話の普及啓発						
手話の普及や、聴覚障害者に対する理解を促進する広報活動の実施	子ども生活福祉部	効果的な広報活動の検討・実施				
手話の普及や、聴覚障害者に対する理解を促進する企画イベントの開催	子ども生活福祉部	効果的な普及啓発イベントの企画・開催				
手話を学習する機会の提供						
県民向け手話講座の開催	子ども生活福祉部	講座の企画・開催				
県ホームページへ、県内手話サークル活動状況の掲載	子ども生活福祉部	活動状況の掲載				
県職員に対する手話の研修						
県職員向け手話研修の開催	子ども生活福祉部	研修の企画・開催				
学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めます。						
幼児、児童及び生徒に対する手話や聴覚障害者に対する理解促進						
県内学校への普及啓発活動	教育庁	普及啓発パンフレット配布等の取組				
聴覚障害児等及びその保護者に対し手話を学習する機会の提供						
保護者手話講習会等の実施	教育庁	講習会の企画・開催				

区分	所管	H28	H29	H30	H31	H32
手話を使用しやすい環境づくり						
市町村と連携し、計画的に手話通訳者の養成及び資質向上を図るとともに、手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備に努めます。						
手話通訳者の養成及び資質向上						
手話通訳者の養成	子ども生活福祉部	手話通訳者養成研修の開催				
手話通訳者の資質向上	子ども生活福祉部	手話通訳士養成ステップアップ研修等の開催				
手話通訳者指導者養成の推進	子ども生活福祉部	手話通訳者養成担当講師連続講座等へ派遣の推進				
手話通訳者の設置促進及び派遣体制の整備						
手話通訳者設置に向けた取組の支援	子ども生活福祉部	市町村に対して具体的な取組(事例)の情報共有等				
手話通訳者等派遣事業における実施体制の整備	子ども生活福祉部	意思疎通支援事業運営委員会の開催				
		意思疎通支援担当者連絡会の開催				
沖縄ろう学校教職員の手話に関する技術の向上に努めます。						
ろう学校内手話研修会の開催						
校内手話研修会の開催	教育庁	研修会の企画・開催				
手話による情報発信に努めます。						
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援						
沖縄聴覚障害者情報センターの運営支援	子ども生活福祉部	運営の支援				
手話による県政情報等の発信						
県政広報番組「うまんちゅ広場」へ手話通訳者の配置	知事公室	手話通訳者の配置				

第7章 資料編

1 沖縄県手話言語条例

(前文)

手話は、手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が、意思疎通を行うために必要な言語である。

我が国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。しかし、昭和8年にはこれと相反する発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校での手話の使用が事実上困難となった。

沖縄県のろう学校においては、昭和13年頃までは手話が用いられていたが、昭和14年頃からは口話指導が始められた。

沖縄県におけるろう者を取り巻く環境は、沖縄戦による沖縄県立盲聾（ろう）啞（あ）学校の焼失や米国統治及び日本復帰など大きく変遷した。

そうした中、米国で風しんが流行し、半年遅れに当たる昭和39年から40年にかけて沖縄全域で風しんが流行した。琉球政府の要請を受けて昭和44年に行われた日本政府派遣検診班の検診報告書によると、339名の聴覚障害児の出生が明らかになった。

その後、平成18年に国際連合総会において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記された障害者の権利に関する条約が採択され、平成26年に我が国も批准した。

また、平成23年に改正された障害者基本法（昭和45年法律第84号）では手話が言語であることが規定されたものの、手話に対する歴史的な経緯もあって理解が浸透している状況とは言えない。

沖縄県では、平成25年に沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）を制定し、障害のある人もない人も全ての県民が等しく地域社会の一員としてあらゆる分野に参加できる共生社会の実現に取り組んでいる。

手話は、確保されるべき意思疎通手段の一つとしての言語であるとしっかりと認識し、手話を使い生活を営むろう者とろう者以外の者が互いに理解し合える地域社会を構築するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、手話が手指の動きや表情などを用いる独自の語彙及び文法体系を有し、ろう者とろう者以外の者が意思疎通を行うために必要な言語であることに鑑み、手話に対する理解の促進、手話を使用しやすい環境づく

り、これらの手話の普及（以下「手話の普及」という。）に関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、手話の普及に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もってろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し、手話が意思疎通を行うために必要な言語であるとの認識の下に、手話の普及を図るものとする。

（県の責務）

第3条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、手話ができる者の協力を得て、手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

2 県は、市町村と連携し、手話を学ぶ機会の提供、手話通訳者の養成その他の手話の普及に関する施策の推進に努めるものとする。

3 県は、学校教育における手話の普及のための取組への支援に努めるものとする。

（県民の役割）

第4条 県民は、手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（ろう者等による普及）

第5条 ろう者及び手話の関係団体は、手話の普及に関する施策に協力するとともに、自主的に手話の普及啓発を行うよう努めるものとする。

（学校における取組）

第6条 ろうである幼児、児童及び生徒（以下「ろう児等」という。）が通学する学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、大学を除く。）の設置者は、ろう児等及びその保護者に対し手話に関する学習の機会を提供するとともに、教職員の手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（手話推進計画）

第7条 県は、手話の普及に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、計画を策定し、これを実施しなければならない。

（協議会の設置）

第8条 前条に規定する計画の策定又は変更に関する事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員15人以内で組織する。

- 3 委員は、ろう者、手話に関係する者、学識経験のある者及びその他相当と認められる者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残期間とする。
- 5 委員は再任されることができる。
- 6 前各項で定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(手話推進の日)

第9条 県民の手話に対する関心と理解を深めるため、手話推進の日を定める。

- 2 手話推進の日は、毎月第3水曜日とする。

(財政上の措置)

第10条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第8条の規定は、平成28年6月1日から施行する。

2 沖縄県手話施策推進協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県手話言語条例（平成28年沖縄県条例第19号）第8条第6項の規定に基づき、沖縄県手話施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第4条 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、子ども生活福祉部障害福祉課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成28年6月1日から施行する。

3 沖縄県手話施策推進協議会委員名簿

区分	所属等	氏名	備考
ろう者、手話の関係者	一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会会長	野原 龍信	
	沖縄聴覚障害者情報センター施設長	真謝 孝	
	沖縄県難聴・中途失聴者協会会長	根間 洋治	
	沖縄盲ろう者友の会会員	城間 稔	
	沖縄県聴覚障害児を持つ親の会会長	真栄城 守信	
	沖縄県手話通訳問題研究会支部長	石川 陽子	
	三町村合同手話サークル三手の会聴覚障害者役員(書記)	佐和田 由紀子	
	沖縄県立沖縄ろう学校校長	幸地 英之	前任者 又吉 安一
学識経験者	沖縄大学人文学部福祉文化学科准教授	島村 聡	
その他	那覇市福祉部障がい福祉課課長	岸本 敏和	
	宜野湾市福祉推進部障がい福祉課課長	宮良 弘美	前任者 仲里 美智子
	沖縄県小学校長会会長	高森 新一	前任者 濱元 朝純
	一般社団法人 campus 代表理事	北村 敢	

(任期) 平成 28 年 8 月 24 日 ～ 平成 30 年 8 月 23 日

4 手話推進計画策定の経過

(経過の説明)

5 用語解説

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に定める身体上障害がある人に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する手帳。

参考（障害の種類）

- ・ 視覚障害
- ・ 聴覚又は平衡機能の障害
- ・ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害
- ・ 肢体不自由
- ・ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ・ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ・ 小腸の機能の障害
- ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ・ 肝臓の機能の障害

聴覚障害者

聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けた人。

参考（聴覚障害等級）

- 聴覚 2 級 両耳の聴力レベルがそれぞれ 100dB 以上のもの
(両耳全ろう)
- 聴覚 3 級 両耳の聴力レベルが 90dB 以上のもの
(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)
- 聴覚 4 級 1. 両耳の聴力レベルが 80dB 以上のもの
(耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの)
2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が 50%以下のもの
- 聴覚 6 級 1. 両耳の聴力レベルが 70dB 以上のもの
(40cm 以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの)
2. 一側耳の聴力レベルが 90dB 以上、他側耳の聴力レベルが 50dB 以上のもの
- ※音の大きさ 100dB : 耳元での叫び声 80dB : 大きな声での会話
60dB : 普通の話し声 40dB : 静かな会話
30dB : ささやき声

ろう者

手話を主として使い、生活を営む聴覚障害者等。

盲ろう者

視覚と聴覚に重複して障害がある人。重複して障害があるため、情報入手やコミュニケーション、移動などに様々な困難が生じる。

意思疎通支援者

意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する人。
(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等)

手話

手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する言語(視覚言語)。

手話通訳者

手話を使って、ろう者とろう者以外の人々の意思疎通を仲介する人。

参考

- ・手話通訳士

厚生労働大臣が認定した「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター」が実施する手話通訳技能認定試験に合格し、手話通訳士として登録された人。

- ・手話通訳者

都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された人。

- ・手話奉仕員

市町村及び都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された人。

要約筆記者

発言者の話を聞き、要約して文字として伝えることで、聴覚障害者等の意思疎通を仲介する人。主に、第一言語を手話としない中途失聴者・難聴者等の意思疎通を仲介する。

要約筆記の主な実施形態は、筆談要約筆記、OHP（オーバーヘッドプロジェクター）要約筆記、パソコン要約筆記などがある。

盲ろう者向け通訳・介助員

手話、点字、音声等、様々な通訳技術を活用し、盲ろう者の意思疎通を仲介するとともに、移動介助を行う人。

地域生活支援事業

障害者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により、都道府県や市町村が主体となって実施する事業。

参考（事業の種類 H29.09.07 時点）

都道府県地域生活支援事業

[必須事業]

- ・ 専門性の高い相談支援事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業
- ・ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業
- ・ 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業
- ・ 広域的な支援事業

[サービス・相談支援者、指導者育成事業]

[任意事業]

市町村地域生活支援事業

[必須事業]

- ・ 理解促進研修・啓発事業
- ・ 自発的活動支援事業
- ・ 相談支援事業
- ・ 成年後見制度利用支援事業
- ・ 成年後見制度法人後見支援事業
- ・ 意思疎通支援事業
- ・ 日常生活用具給付等事業
- ・ 手話奉仕員養成研修事業
- ・ 移動支援事業
- ・ 地域活動支援センター機能強化事業

[任意事業]

字幕入り映像ライブラリー

聴覚障害者等が無料で利用できる字幕付きまたは手話付き映像作品の貸出又は閲覧を行なう事業。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

身体障害者手帳交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、補聴器購入費等に要する経費を助成する事業。

特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、または病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置された学校。

身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号）

身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的とした法律。

沖縄県障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例（平成25年沖縄県条例第64号）

障害を理由とした様々な困難を余儀なくされている人々の状況に鑑み、障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関し、基本理念を定め、県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害を理由とする差別の禁止等を定め、障害を理由とする差別等を解消するための支援等を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく社会の対等な構成員として安心して暮らすことができる共生社会の実現に寄与することを目的とした条例。